

後期高齢者医療制度のお知らせ

～平成22年度の保険料と医療費通知について～

後期高齢者医療制度では、2年ごとに保険料率を決めており、平成22・23年度は新しい保険料率になります。

■平成22・23年度の保険料率

均等割【1人当たりの額】
44,192円

+

所得割【本人の所得に応じた額】
(所得-33万円)×10.28%

=

1年間の保険料
(100円未満切捨て)

平成22年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします
年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

保険料のお支払い方法を、口座振替に変更できます
口座振替への変更をご希望される方は、役場保健福祉課福祉係へ
【お申し出の際に必要なもの……本人の保険証、預金通帳とお届け印】

■保険料の軽減

◆均等割の軽減(年額)

- 軽減は、加入者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減前(年額)	軽減後(年額)
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割軽減	44,192円	4,400円
33万円	8.5割軽減		6,628円
33万円+(24万5千円×世帯主以外の加入者数)	5割軽減		22,096円
33万円+(35万円×世帯の加入者数) ※単身世帯の方は該当しません。	2割軽減		35,353円

(例)年金収入168万円の1人世帯の軽減判定の所得の求め方

$$\begin{array}{|c|} \hline 168万円 \\ \hline (年金収入) \\ \hline \end{array}
 -
 \begin{array}{|c|} \hline 120万円 \\ \hline (公的年金等控除額) \\ \hline \end{array}
 -
 \begin{array}{|c|} \hline 15万円* \\ \hline (特別控除額) \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline 33万円 \\ \hline (軽減判定の所得) \\ \hline \end{array}
 \rightarrow
 \begin{array}{|c|} \hline 8.5割 \\ \hline 軽減 \\ \hline \end{array}$$

※65歳以上の方の公的年金に係る所得については、15万円を引いた額で判定します。

◆所得割の軽減

- 加入者個人の所得で判定します。

所得が次の金額の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

◆被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず均等割が9割軽減となります。

■医療費通知の送付を希望される方へ

- これまで、対象となる全ての方に「医療費通知」を送付していましたが、平成22年度から発行を希望される方のみへの送付に変更となりました。
- 今後も医療費通知を希望される方は、お手数ですが、下記問い合わせ先までご連絡ください。

★ご連絡の際には、被保険者番号のわかるものをお手元にご用意ください。

★すでに「送付を希望する」旨ご連絡をいただいた方は、再度のご連絡の必要はありません。

問い合わせ先	北海道後期高齢者医療広域連合	☎011-290-5601
	小平町役場 保健福祉課福祉係	☎56-2111 (内線287)